

## 【第4章】通行可能経路確認 -算定結果がNGの場合-

申請手順

個別審査が必要と判定された場合

- 個別審査が必要と判定された場合はこの画面が表示されます。
- 判定理由は車両の寸法・重量の制限値越え、起終点から最寄りの重要物流道路等への経路が電子化されていない等が考えられます。
- 車両の変更や起終点の変更、追加経路の編集等で経路が取得できる場合があります。
- ご不明な点がございましたら、特車登録センターまでお問い合わせください。



特車通行確認制度システム  
経路確認



②再算定でも個別審査が必要となった場合は、「特車通行許可制度」をご利用ください。

個別審査が必要となるため経路追加できません。  
個別審査となる経路は特車通行確認制度対象外となるため、特車通行許可制度を利用してください。

[特車通行許可制度システムはこちら](#) ②

又は追加経路の編集、削除を行い、再度算定予約を行ってください。

①車両の組み合わせの変更や追加経路の編集・削除を行って、再度算定予約をしてください。



経路確認で不明な点がございましたら、特車登録センター  
お問い合わせ窓口までお問い合わせください。  
TEL:0120-161-948 FAX:03-6280-8574  
E-mail: [hido-tks-info@tks.hido.or.jp](mailto:hido-tks-info@tks.hido.or.jp)  
※貴事業者名と経路確認番号をお伝え下さい。

